

ひとり親家庭の皆さん を応援します



那覇市にお住いのひとり親家庭の方を対象とした市や県等の主な支援制度について紹介します。制度の利用については、制度毎に条件が異なり、申請が必要です。希望する制度がございましたら、ホームページ又は担当部署までお問い合わせください。



1 経済的なサポート事業

事業名	内容	受付窓口
児童手当	中学3年生までの児童を養育している全ての世帯に支給されます。児童1人につき月額10,000円～15,000円。前年度の所得が制限額以上の場合は、月額5,000円。	子育て応援課 児童手当グループ 861-6951
児童扶養手当	ひとり親家庭、父又は母が重度障がいの状態にある家庭、父母以外の養育者に養育されている児童を対象に、18歳到達後の最初の3月分まで支給します。支給額は、全部支給の場合43,160円（対象児童の人数に応じた加算あり）。所得に応じて支給額が異なります。	子育て応援課 児童家庭グループ 861-6951
特別児童扶養手当	20歳未満で、身体又は精神に障がいのある児童を在宅で監護している保護者に支給されます。※所得制限あり。 1級障害：月額52,500円、2級障害：月額34,970円	子育て応援課 児童家庭グループ 861-6951
こども医療費の助成	義務教育終了までの、こどもの医療費の一部を助成します。 〈助成範囲〉未就学児：通院及び入院医療費、就学児：入院医療費 ※未就学児は、医療機関での「窓口無料化」を利用可能。	子育て応援課 医療費支援グループ 861-6951
母子及び父子家庭等医療費の助成	18歳まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を監護するひとり親家庭の親とその児童、養育者に養育されている児童を対象に、医療機関に支払った医療費の一部を申請に基づき助成します。 ※所得制限あり。	子育て応援課 医療費支援グループ 861-6951
就学援助	国公立の小・中学校へ通う子どもの保護者に対して、学用品費、給食費、修学旅行費等の一部を援助します。 ※所得制限あり。	学務課 就学奨励グループ 917-3505
〈バス運賃割引〉	「児童扶養手当」または「母子及び父子家庭等医療費助成」を受給しているひとり親家庭の高校生は、「バス通学OKICA定期券」を半額で購入できます。【申請期限】令和2年7月31日 ※生活保護世帯は対象外です。	公益社団法人 沖縄県母子寡婦 福祉連合会 887-4099
沖縄県ひとり親家庭高校生等通学サポート事業	※当事業は、令和2年9月をもって終了し、10月からは新たな通学支援制度に移行する予定です。 ※当事業を利用中の方も、改めて新制度への申請手続きが必要です。 ※新制度は、割引方法やご利用条件が異なります。 【新制度の対象世帯】 ・「住民税所得割非課税世帯」 ・「児童扶養手当」または「母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯」	【国立・県立高校】沖縄県教育支援課 866-2711 【私立高校】沖縄県総務私学課 866-2074
〈モノレール運賃割引〉 沖縄県高校生等の通学費負担軽減措置	前年度に「沖縄県高等学校等奨学のための給付金」の支給決定を受けた世帯または申請の前年度に「市町村の就学援助」の認定を受けた世帯等の高校生等は、通学のためのモノレール運賃が半額となる「割引OKICA」を利用できます。 ※当事業は、バスの新たな通学支援制度の実施（予定）に伴い、実施内容等に変更が生じる可能性があります。	沖縄子どもの未来県民会議事務局（沖縄県子ども未来政策課） 866-2100